

## 第16号議案

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年2月24日

春日市長 井 上 澄 和

### 提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)の一部改正に伴い、これに準じて受給資格者が施設等に入所等をした場合の特例の対象となる施設を追加するとともに、その他所要の規定の整備を図るものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(昭和49年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出し中「入所した」を「入所等をした」に改め、同条第1項中「厚生労働省令」を「主務省令」に、「、同条第28項」を「若しくは同条第28項」に、「又は」を「、」に改め、「設置する施設」の次に「、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4に規定する養護老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第11項に規定する特定施設若しくは同条第25項に規定する介護保険施設」を加え、「入所した」を「入所又は入居をした」に改める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の春日市重度障害者医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に改正後の条例第13条に規定する障害者施設等に入所又は入居をすることにより当該障害者施設等の所在する市町村の区域内に住所を変更したと認められる者について適用し、同日前に同条に規定する障害者施設等に入所又は入居をすることにより当該障害者施設等の所在する市町村の区域内に住所を変更したと認められる者については、なお従前の例による。